

第3回 洲本川水系河川整備計画懇談会

第2回洲本川水系河川整備計画 懇談会の概要と主な意見

令和4年10月14日



■ 第2回懇談会議事概要

- 第1回洲本川水系河川整備計画懇談会の概要と主な意見
前回の懇談会の概要と回答を説明
- 洲本川水系河川整備計画（変更）原案
河川整備計画の変更（原案）について、説明・意見交換



■ 第2回懇談会議事概要

■ 主な意見

【護岸形状】

● パラペットとはどのようなものか。どの位の高さか。

⇒（事務局回答）護岸の最上部に設置するコンクリートのたて壁。
現状地盤から最大で1.6m程度。

● 護岸の傾斜は現状と変えず、パラペットを立てるのか。

⇒（事務局回答）その通りである。

3

■ 第2回懇談会議事概要

■ 主な意見

【生活環境】

● 洲本川右岸の市道栄町中浜線は部分的に幅員が狭く、最低でも現況幅員の確保を望む。

● 体育館の裏側あたりは特に幅員が狭く危険なため、できれば歩道設置を望む。

⇒（事務局回答）河道断面を侵さない制約を踏まえ、なるべく現状維持ができるよう施工したい。歩道の設置要望については、市とも情報共有する。

4

■ 第2回懇談会議事概要

■ 主な意見

【工事】

- 高潮対策の実施により海への影響はあるか。
海苔の養殖があり、濁水等が流出しないように望む。
- 工事の方法は決まっているか。濁水の流出対策の実施を示すと海苔の養殖業者の方も安心できる。
- 護岸基礎の施工等の河床掘削は、濁水対策が必要か。

⇒ (事務局回答)

- ・ 完成したコンクリート構造物による影響はない。
- ・ 工事の際は濁水が流出しないよう配慮するが、具体的な作業方法や対策については今後検討する。
- ・ 施工に関しては、漁業協同組合とも調整し進める。

5

■ 第2回懇談会議事概要

■ 主な意見

【工事】

- 施工区間は、生物が移動できる計画を立てるとよい。

⇒ (事務局回答) 施工は区間割りも考えて段階的に実施する予定である。

- 工事説明会等は実施するのか。

⇒ (事務局回答) 工事実施前に地元や漁業協同組合に対して工事説明会を開催する予定である。

6

■ 第2回懇談会議事概要

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4. 河川環境の整備と保全

(1)河川環境に配慮した河道改修

3) 河川工事実施における配慮等

河床掘削や河道拡幅を行う場合は、掘削量を必要最小限にとどめ、瀬・淵、河畔林などの豊かな自然の保全や、みお筋の復元に努める。また、植物が分布する部分を掘削する場合には、表土の取り置きを行い、掘削後に覆土することによりツルヨシやセイタカヨシなどの植生の早期回復に努める。また、**工事実施時には濁水の発生抑制の措置を実施し、水生動物等の生息環境への影響が少ないよう配慮する。**

7

■ 第2回懇談会議事概要

～第3回懇談会で回答が必要な意見～

- 大きい台風と満潮が重なっても、被害を防げるのか。
- 専門用語は一般の方には理解しづらいため、どのくらいの大きさの波に対して対策を行うのか、分かりやすい言葉で説明していただきたい。
⇒意見に対する回答①にて説明
- 洲浜橋左岸側にトンネルが2つあるが、高潮が入る危険性はないのか。
⇒意見に対する回答②にて説明

8

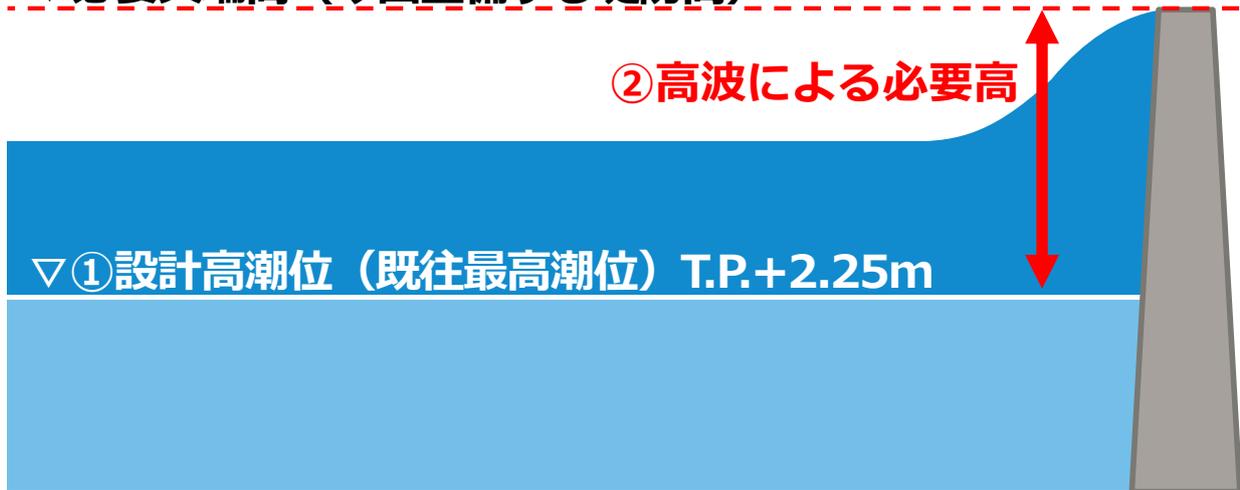
■ 意見に対する回答①

意見①：大きい台風と満潮が重なっても、被害を防げるのか。

必要天端高 = ①設計高潮位 + ②高波による必要高

- ① 設計高潮位：既往最高潮位(第2室戸台風のときの潮位)
- ② 高波による必要高：50年に1回程度発生する波の高さを考慮して決定した高さ

▽必要天端高（今回整備する堤防高）



9

■ 意見に対する回答①

既往最高潮位：第2室戸台風のときの潮位



番号	発生年 (年月日)	台風名	中心気圧 (最大風速)
①	昭和9年 (1934年9月21日)	室戸	912hPa (60m/s)
②	昭和25年 (1950年9月3日)	ジェーン	970hPa (43m/s)
③	昭和36年 (1961年9月16日)	第2室戸	925hPa (67m/s)
④	昭和40年 (1965年9月10日)	第23号	940hPa (70m/s)
⑤	平成16年 (2004年8月30日)	第16号	950hPa (47m/s)
⑥	平成30年 (2018年9月4日)	第21号	950hPa (48m/s)

■ 意見に対する回答②

意見②：洲浜橋左岸側にトンネルが2つあるが、高潮が入る危険性はないのか。

洲浜橋左岸トンネル



①



②



11

■ 意見に対する回答②

- 海岸からの高潮はトンネルのある市道ではなく、階段護岸で防ぎます。
- 炬口漁港海岸は市が管理する海岸であり、次の回答を得ています。



階段護岸



12

■ 意見に対する回答②

- 旧の海水浴場は階段護岸を整備しています。漁業協同組合の付近は、県が策定した「津波防災インフラ整備計画」に基づき、平成25～30年度に市の海岸保全施設整備事業として防潮堤を整備したところです。
- 市の管理している炬口漁港海岸は、県が策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」での設計条件では検討していません。
- 今後、被害状況・費用対効果等を総合的に勘案し、対策が必要な場合は適切に対応します。

